

「国立大学法人熊本大学病院タクシー供給事業」審査基準

審査項目		審査項目評価対象となる内容等	評価	
			満点	合計
事業実施主体及び事業内容に関する項目	運営方針等	①運営方針 ②利用者等からの苦情時の対応方法 ③ニーズの調査方法・対応方法等 ④待ち時間の削減方法 ⑤通常への対応方法 ⑥雨天等繁忙時の対応方法	9	45
	その他	⑦乗務員の採用時研修について (法令・安全・待遇等の研修実施状況)	3	
		⑧乗務員の研修について (法令・安全・待遇等の研究実施状況)	3	
		⑨乗務員の健康管理について (健康診断受診状況・日常の健康管理状況)	3	
		⑩整理誘導員の採用時研修について (安全・待遇等の研修実施状況)	3	
		⑪整理誘導員の待遇について (安全・待遇等の研修実施状況)	3	
		⑫整理誘導員の健康管理について	3	
		⑬医療助成金等	3	
		⑭自社で所有する車両数(福祉車両を除く)	3	
		⑮自社で所有する福祉車両数	3	
		⑯車内環境の維持・向上の取り組み	3	
	⑰新型コロナウイルス感染症対策に係る特筆すべき取り組み	3		
⑱構内の安全確保に寄与する取り組み	3			
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目	プラチナえるぼし認定企業 えるぼし認定企業	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 ・1つ星(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1点 ・2つ星(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1.5点 ・3つ星=2点 ・プラチナえるぼし認定=3点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点 (認定なし=0点)	3	最大 3
	プラチナくるみん認定企業 トライくるみん認定企業 くるみん認定企業	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) (認定なし=0点) ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)=1点 ・トライくるみん認定=1.5点 ・くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)=1.5点 ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)=1.5点 ・プラチナくるみん認定=2点	2	
	ユースエール認定	青少年の雇用の促進に関する(若者雇用促進法)に基づく認定 (認定なし=0点)	1	